

鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 8 年 2 月 5 日

鹿屋市長

柳 原 拓 男

鹿屋市規則第 8 号

令和 8 年 2 月 4 日 決 裁

鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則（平成18年鹿屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項」の次に「及び第6条第1項第2号」を加える。

第4条第3項中「鹿屋市役所及び各総合支所の掲示場に掲示」を「鹿屋市公告式規則（平成18年鹿屋市規則第2号）第2条第2項の規定による方法により公示」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（休職期間の更新）

第6条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられた職員が、復職を命ぜられた日から起算して6か月以内に同号の規定により再度の休職を命ぜられた場合は、当該復職前の休職の期間を更新するものとして、分限に関する条例第3条第1項の規定を適用する。この場合において、これらの休職の期間は、当該復職前の休職にした日（当該復職前の休職の期間が分限に関する条例第3条第1項又はこの条の規定により更新したものである場合にあっては、その最初の更新前の休職にした日）から引き続いているものとみなす。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。